

第12章 今後の課題・施設整備スケジュール

第 1 2 章 今後の課題・施設整備スケジュール

第 1 節 今後の課題

1. 1 ごみ処理施設整備計画おける課題

(1) 水銀の法規制値への対策（第 4 章 環境保全計画）

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条例」が採択され、平成 26 年 3 月には中央環境審議会にて「水銀に関する水俣条例を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問された。これを受け、平成 26 年 4 月に大気・騒音運動部会に「水銀大気排出対策小委員会」が設置され、平成 26 年 11 月に「水俣条例を踏まえた今後の水銀大気排出対策について」のパブリックコメントが実施された。また、平成 27 年 3 月には「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

上記の動向により、入札公告前に水銀に対する規制値等が定められた場合は、適宜公害防止条件等に反映させる。

(2) 送電線との離隔距離の考慮（第 8 章 施設配置・動線計画）

本施設の計画においては、送電線との離隔距離を考慮する必要がある。

(3) 外部資源化委託先の選定（第 9 章 プラント設備計画）

本施設の飛灰の処理方法・処理設備は、外部資源化委託先の搬入条件によって定められる。外部資源化委託先の候補の選定及び委託先の受入条件の確認（特異な条件の有無）を行う必要がある。

(4) 建設費・維持管理費の変動（第 11 章 運営管理計画）

本施設の建設費・維持管理費は、昨今の情勢等によって大きく変動する可能性があるため、メーカーヒアリング等によって確認する必要がある。

1.2 その他の課題

(1) 循環型社会形成推進地域計画の見直し

本組合では、平成 23 年度に循環型社会形成推進地域計画を作成し、平成 26 年度に変更を行っているが、今後の事業の進捗状況（計画支援事業の精査、事業費の精査等）に応じた見直しが必要になると考えられる。

(2) 事業方式の検討

本施設における、施設整備及び運営事業の事業方式を決定する必要がある。また、事業実施に向けて、適切なリスク分担となるような事業スキーム（事業期間、業務範囲等）を検討していく必要がある。

第2節 施設整備スケジュール

本施設における施設整備スケジュールを以下に示す。

表 12-1 施設整備スケジュール

| 事業段階 | 年度 | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| 環境影響評価 | ■ | ■ | | | | | |
| 事業者選定 | | | ■ | | | | |
| 建設工事 | | | | ■ | ■ | ■ | |
| 供用開始 | | | | | | | → |